

産業建設常任委員会記録

令和6年7月8日

【開催日】 令和6年7月8日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時40分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	桶谷一博
農林水産課長	臼井謙治	農林水産課技監	熊川整
農林水産課農林係長	稲葉徹	農林水産課農林水産係主任主事	中川大地

【事務局出席者】

局次長	中村潤之介	議事係書記	末岡直樹
-----	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情について
- 2 美祢線利用促進協議会の新たな部会の設置について

午前10時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査内容につきましては、お手元に示してあるとおりであります。まず1番、山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情についてです。この陳情につきましては、7月5日の委員会において、参考人として陳情者に来ていただき説明を受けたところであります。本日はお手元の資料にあります陳情書に沿って審査をしてみたいと

思います。まず1番、別紙に掲載されている損益計算書、貸借対照表について間違いないものであるかどうか、また、市はこれを把握しているかにつきまして、執行部の答弁を求めたいと思います。

臼井農林水産課長 項目1についてお答えいたします。損益計算書と貸借対照表については、市も卸売業者から写しを頂いております。これは今年度で契約期間が満了するため、来年度の契約における貸付料を算定するための参考資料として、昨年度頂きました。政経ジャーナルに掲載の資料と全く一緒のものでございます。ちなみに、政経ジャーナルに掲載の諸表は、陳情者に対し市から提供したものではございません。

藤岡修美委員長 執行部から答弁がありましたが、このことについて質疑はありますか。

宮本政志委員 その損益計算書と貸借対照表は、委員会資料としては提出できますかね。

臼井農林水産課長 はい。必要でございましたら市から提供いたします。

宮本政志委員 そうしましたら、一つずつ議決を採っても時間がかかりますので、まず1点目は、この損益計算書と貸借対照表を後ほど、委員会議決をお願いします。

藤岡修美委員長 それでは、損益計算書と貸借対照表については、求めるという方向で決定したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで決定いたします。それでは、2番に移ります。市が契約書から推察できるフレッシュが得る転貸による令和5年度の家賃収入は幾らになると予測するかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 令和５年度の家賃収入は３２４万５，０００円であったか
と思われます。実際には、賃貸期間以前から徴収しておるものか、賃貸
期間から徴収しているかは分かりませんので、確たる数字ではございま
せんけど、そのように推察しております。

藤岡修美委員長 執行部から答弁ありましたこのことについて質疑はありま
すか。

恒松恵子副委員長 家賃収入の中で例えば未収があるとか、その辺りを市は把
握していらっしゃるんですか。今伺った金額の中で、未収金はないと考
えてよろしいんですか。

臼井農林水産課長 未収があるとは聞いておりません。

中村博行委員 家賃収入の詳細について、もっと詳しく教えてほしいんですが。

臼井農林水産課長 令和５年度におきましては、３社、金額の納入があつたと
思います。Ａ社につきましては２０万円の消費税×１１か月、Ｂ社につ
きましては、５万円の消費税×１１か月、Ｃ社については、４万円の消
費税×５か月でございます。

矢田松夫委員 このＡ、Ｂ、Ｃ社による賃貸契約の覚書とか写しとか、そうい
う証拠なるものはあるんですか。

臼井農林水産課長 転貸を行うに当たっては、市に提出をしていただいております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。３番に移ってよろしいですか。（「は
い」と呼ぶ者あり）それでは、３番のフレッシュが減免によって市に支
払う令和５年度の家賃は年額幾らかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 これは以前、議決も頂いたものでございまして、金額は3万8,502円でございます。これは10分の1減免を行っておりますので、その金額になります。

藤岡修美委員長 今の回答に対して質疑はありますか。

宮本政志委員 これは税込みですか。もし税込みなら、税抜と消費税を教えてください。

臼井農林水産課長 税込みでございます。

宮本政志委員 いや、税込みだったら、税が幾ら、税抜が幾らか分かりますか。

臼井農林水産課長 ちょっとお時間を頂きたいと思います。申し訳ございません。貸付け分の算定に当たっては、土地の評価額で、家屋につきましては不動産鑑定士に鑑定を頂いて、それを評価額として算定して、税込みでと、その10分の1に減免した金額で貸し付けております。すいません、ちょっとお時間を頂ければと思います。

宮本政志委員 去年の10月からインボイスの関係がスタートしたと思うんですけど、この会社は消費税対象になるんですか。インボイス番号は市のほうは把握しているんですよね。

臼井農林水産課長 インボイスの関係については、その番号の確認はしておりません。

藤岡修美委員長 執行部の答弁に時間かかりそうなので、ここで暫時休憩したいと思います。

午前 10 時 10 分 休憩

午前 10 時 16 分 再開

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどの宮本委員の質問に対して執行部の答弁をお願いします。

臼井農林水産課長 土地につきましては、税込み価格で申し上げてよろしいですか。（うなづく者あり）266万6,722円、これは相当額が24万2,429円でございます。それから、家屋につきましては、653万円で税込みです。申し訳ございません。言い戻します。家屋部分が65万3,000円です。土地の部分と家屋の部分を足すと、338万5,022円の10分の1ということで、使用料を頂いております。

藤岡修美委員長 宮本委員よろしいですか。（うなづく者あり）ほかに質疑はありますか。3番よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、4番目、別紙によれば、フレッシュの今期、令和5年度の売上げは、1億円を見込んでいるとのことであるが、市はこの事実を把握しているか。また、市は、フレッシュの今年度売上げを幾らと推察しているか。また、一般的な成果の地方卸売市場の年間売上高あるいは売上高の平均値の目安は幾らかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 開設の際に、報道から取材を受けたときの株式会社フレッシュが回答したものと思われませんが、一部の新聞には、来年度は1億円を見込む、売上高は来年以降で1億円を目指すとあるため、その意気込みや目標を回答されたものではないかなと思います。一般的な平均がどこにあるかっていうことなんですけれども、農林水産省の食品流通課が令和6年2月に卸売市場をめぐる情勢といった資料を公表しております。それによれば、全国で地方卸市場がそのとき時点で905存在しておりまして、その中で地方卸市場の全体の——これは青果に限りません、食

肉や水産物、花卉も含めるんですけども、全体の取扱高が2兆8,000億円ということでございますので、905で割りますと、大体30億9,000万円が全体の平均といったところになります。それから、山口県が令和6年7月に、令和4年度実績、県内の卸市場の概要という資料を公表しております。この資料で申し上げますと、下関市の市場の場合で、19億1,000万円。周南市のケースで言いますと、これは、青果、果実、花卉を合わせたものでございますけども、40億100万円。防府市の市場でいきますと、12億4,500万円。それから、山口県の中央市場は花卉のみで11億4,000万円といった数字が並んでおります。

藤岡修美委員長　今の執行部の答弁につきまして質疑はありますか。

宮本政志委員　これ三つあったと思うんだけど、フレッシュの今年度の売上は幾らですか。

臼井農林水産課長　市は市場の監督者でございませんで、市にはいわゆる月報や年報というものが提出されません。その実態は把握できてないんですけど、おおむね昨年度実績と同じぐらいではないかなと考えております。

宮本政志委員　令和4年7月1日より前の市場のときで、コロナ禍の関係もあるかもしれないですけど、前は市場って、大体平均でどれぐらいの売上げがあったんですかね。

臼井農林水産課長　小野田中央青果が存在していた頃で、公設卸売市場ではおおむね3億円以上ありました。いいときには、5億円を超えた年もございます。一番よかった年で7億3,000万円ぐらいあったかと思えます。

宮本政志委員 多いときの7億円っていうのは別にしても、公設のときの市場で大体3億円から5億円っていう売上げがあって、今この1億円という見込みとか、そういった数字っていうのは、担当課としたら、妥当性はというふうに見られていますか。

臼井農林水産課長 地方卸売市場では、1億円っていうのは非常に規模の小さいものであろうかなと思います。業種によって、かなり変わってくるんですけど、例えば建設業とか小売業ってなると、粗利益が3割ぐらい出ます。ところが、こういった卸しになりますと、粗利益っていうのが1割程度ということになりますので、ある程度その取扱高、売上高を伸ばしていかないと、業態として存続し得ないということがございます。取扱高っていうのは、最初は何もないところからスタートしたものですから、あまり大きな数字目標を持っておられなかったんだと思うんですけど、基本的にはもう少し大きな取扱高を目指さないと、地方卸売市場としては、物足りないんじゃないかと考えています。

宮本政志委員 それで、先ほど下関市が19億円で、周南市の40億円は扱うそのものをさっき言われたけど、40億円は、比較が少し難しいと思うんだけど、防府市は12億円って言われたよね。下関市が19億円、防府市は12億円と、今、ここは1億円でしょう。過去は、さっき言われました3億円から5億円、多いときで7億円ですよと、そういう前提でいったときに、これ下関市が19億円とか、防府市が12億円って恐らく周りの市場の大きさにもよると思うんですけど、今後、企業努力次第とか、何かそういった方法ってあるんですか。例えば5億円、10億円、実現していくのに、そういうのっていうのは、担当課としては何かありますかね。

臼井農林水産課長 もともと小野田中央青果が存在していたときから、宇部市には中央卸市場、当時は100億円を超えるぐらいの大きな市場があって、下関市にも市場があり、間に挟まれている地域性から、大きな取扱

高を望むべくもないといった事情がありました。しかしながら、市場の持つ公共性とか公益性っていうのも一定程度の取扱高があることによって、出荷者数、あるいは、取引のある小売店の数、あるいはそれによって価格形成能力というものが、その市場で発揮されているとかいったことが、公共性であり公益性であるわけですから、ある程度伸ばしていかないといけないという目標は持つべきだと思っています。大きな産地を抱えているとか、大きなその小売店スーパーを抱えているっていうことがないと、現実的には大幅な取扱高の増加というのは見込めない状況にありますので、一つ一つその市場のニーズなんかを拾っていったって、取扱高を拡大させるほかないと思っています。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。5番に移ります。別紙によれば、今年2月に、とある事業者がフレッシュに対して、市場活性化のために半分を借り、一緒に市場を盛り上げたいとの相談があったというが、この事実を把握しているかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 陳情者から、その種の話聞いておりますが、卸業者のフレッシュには確認はしておりません。

藤岡修美委員長 今の執行部の答弁に対して質疑はありますか。

矢田松夫委員 この5番は、これに具体的に書いていないけど、転売しますよという意味を含めた内容ですよね。それを把握してなかったということにつながるっていうことですが、それでいいんですかね。違いますか。

臼井農林水産課長 大型スーパーの仲買人を務められているような第三者が、事業を拡大といいますか、一つの流通のルートとして、小野田の市場を使いたいといった話があったと聞いております。

矢田松夫委員　だから、そういうふうには回答しないと、今の５番だけ見ると、市場の中で一緒に仕事をしましょうよというのは、建物の転売をしてもいいですよ、しましょうっていうことにつながるんじゃないかという質問をしたんです。

臼井農林水産課長　今、矢田委員おっしゃるように流通のルートの中に小野田の市場を含めるに当たって、市場の一部を転貸したいといった意味合いも込めてのお話だったと思っております。

中島好人委員　要するに、業者がフレッシュに対して、「半分を借りたい」と、「一緒に盛り上げたい」という相談があったのかという事実に対しては、確認していない。ということは、市はこのことを知らなかったっていうことですかね。

臼井農林水産課長　はい、陳情者から事後的にこの話を伺っております。

宮本政志委員　これ相談があったというが、この事実を把握しているかっていうから、例えば、現時点で把握していますかっていう問いと、先ほどから少しあれやけど、その時点でこれ半分借りて一緒に盛り上げたいっていう相談があった時点っていうのを少し気をつけないといけんよね。今はその事実っていうのは現在で把握していますよっていうことで、さっき課長は答弁されたんですよ。そのときは、当然、市には確認してなかったってことよね。それをちょっともう１回確認したいんですけど。

臼井農林水産課長　事後的に陳情者からその以前にそういう話があったということをお伺ったのみでございます。

宮本政志委員　フレッシュのほうは、こういった話が転貸するときに契約書上とか、一々市のほうに報告しないといけないという条項はあったんですか。ないですよ。

臼井農林水産課長 これは売場のお話でございますので、いわゆる地方卸売市場としての用途の指定、あるいは転貸については、市に許可承諾を得るということになっています。

宮本政志委員 ということは、フレッシュに対して、半分借りたって相談があったときは、フレッシュから市に直ちに、今こういった話がありますよってことはあったってことですか。

臼井農林水産課長 フレッシュからは、その話はございませんでした。あくまで陳情者から聞いたのみです。

宮本政志委員 ということは、フレッシュは、ちゃんとした行動を取ってないですね。担当課の責任はどうかうっていうことではなくてね。そういうふうに話があったら、こういう形で今、こういう話がございますよってことを一応、担当課とか市には報告して、本当に正式に転貸をやっていきますよっていうときには当然、契約書にのっとして、問題がなければ、市のほうも問題ないって言うでしょうけど、確認してっていう、そういう時系列が抜けていたんですね。

臼井農林水産課長 商売の実情については、ちょっと分からないところもあるんですけど、何度か取引があったようでございます。その取引が下火になったようでございまして、我々が聞いたときには、その状態でしたので、もうあえてフレッシュに確認をしてないということでございます。

中島好人委員 要するにフレッシュから市行政には報告がなかったということですけども、それに対する市の見解っていうのはありますか。

臼井農林水産課長 一つのビジネスチャンスであったかなとは思いますが、そのビジネスを拡大させるに当たって双方の条件とかいろいろお話し

とかがあったんではないかと推察しております。その辺が例えば折り合わないとかそこまでいかない段階で、取引が下火になったんじゃないかなと思っております。うちはあくまで普通財産としてこの建物土地をお貸ししているのみでございまして、卸売業としての運営を監督するのは、県知事の権限でございますので、口を出さないといったところでございます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり） 6番。上記5の内容は、別紙にある市場運営ではなく、賃貸で稼ぐつもりであるとの主張を裏づける一つの材料となり得るもので、市及び議会は把握する必要があるということで、これは陳情者の要望であると理解しております。7番。上記1、2、3、4、5の内容は、議会として今後も減免するにふさわしいかどうかの判断材料となるので、市に調査を求める必要のある事項であるということで、本日聞き取りをしております。8番。そもそも地方卸売市場を運営する上で、売場の半分を仕切り、貸し出すことが適切な市場運営と言えるかどうか、執行部の考えはどうか。また、現在も仕切ったままであるのはなぜか。これについて執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 売場の仕切りにつきましては、令和5年度の転貸の際に加工申請が提出され、承認したことにより設置されたものでございます。令和6年3月31日で転貸承諾の解除を行ったため、転借人が撤去すべきものではございますが、株式会社フレッシュから加工場及び青果物の保管用仕切り板として引き続き利用したいとのことでしたので、仕切り板が現在もある状態であります。なお、令和6年4月1日付で加工承認申請が提出されたことにより市が承認したものでございます。

藤岡修美委員長 ただいま執行部の答弁につきまして、質疑はありますか。

中村博行委員 加工用でそういう形にしているということでしたが、この辺は

現地で確認はされましたか。

臼井農林水産課長 はい、現地を確認しております。

矢田松夫委員 だんだんと陳情者の核心に触れてきた内容がずっと今から、特に5、6、7、8のところで、この陳情者が言われるところの内容が一番濃く出ているんですが、ここまで来るといわゆる地方卸売市場の業務規程、基本6項目があるんですよね。これにだんだんと抵触してくるといっか、本来の筋道に行かないような状況が出てきているんだと思うんですよ。今の契約書に対してですね。その辺どう考えていますか。本来、もう8番まで来ると、ちょっと地方的だよな。本来の市場の姿と、それをどう思っていますか。

臼井農林水産課長 売場において仕切り板があることのみをもって、売場としての用途を果たしていないというふうには考えていなくて、それぞれの御事情があると思います。以前であれば、市場間取引、いわゆる競りでないものを、各市場から品物を取り寄せるときには納入が、夜中の3時とか朝方4時とか5時に届くケースも結構ありまして、そのために市場には警備員がおりました。今は多分警備とかいない状態で市場間取引の品物を受け取ったりとかあるいは置き配のように置いて帰ったりとかいうのがあろうと思いますので、そういうのを、運送業者が冷蔵庫にまで入れてくれることはないわけですから、法令上、仕切り板が必要という判断であるとか、品物をわけておく、先ほど雨漏りの話もありましたけど、施設の老朽化等も進んでおりますから、品物をどういう形で保管されるかを考えた中で、これは便利だということで申請されたんではないかと思っておりますので、仕切り板があるからイコール売場として用途を変えたということではないと判断しております。

矢田松夫委員 この8番でいうと、今の回答を受けて貸し出すことが適切な市場運営と言えると。陳情者は言えるかどうかって疑問を持っているんで

すが、執行部はそれはそうだと、当たり前だと。市場の運営でとこれ書いてあるね。適切な市場運営と言えると、これははっきり断言できるんですか。

臼井農林水産課長 貸し出したと言う委員の御指摘は、ある会社、A社と申し上げますけど、そこに転貸をしたときの話でございますね。転貸したときは、調理器具等を販売する会社だったんですけれども、その販売先には、いわゆるレストランであるとかいったようにいろんな取引先がありまして、そういったところに、小野田に市場が復活したといった情報を伝達することによって、いわゆる売買参加者数を増やしていこうと。いわゆる小売店とかではなくて、そういったレストラン等にも認知をしていただく。あるいは、まだ取扱量が非常に少ないことでもあり、転貸を申し込まれた方も時限的にということでもございましたので、一定期間そういう事業者が入ることによって、市場の活性化とか認知度の向上といったところに、役立つだろうという判断で転貸を許可したものでございます。

宮本政志委員 そうだね。今、課長が言われたのは本来フレッシュが言わないといけんことで、市としては先ほどの4番かな。売上げを今後どんどん上げていくってこれはもう民間のフレッシュの話やけどね。その前提でこういったことを仕切って、一部貸したんだっていう、当然そういった理由があるからこうだっていう今のまさにその答弁やね。少し気をつけんと、これが、何かいかにも担当課が悪いような方向に行くとし方向性がずれてくるなと思うんで。これはあくまで仕切って貸し出す、それが適切な市場運営になるからっていう課長の答弁をね。だからこれフレッシュが逆にそういった目的で売上げを上げていくためにしたってことよね、売上げ上がってきてないけどね。

藤岡修美委員長 そういうことで、フレッシュの企業努力の一環であるというふうにとらえて、8番はほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あ

り) それでは、9 番。フレッシュが上記 8 での運営で良いということは、上記 4 の他市場ほどの売上げを目指していない考えであるように見てとれるが、市はどのように考えるかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 繰り返しになりますが、仕切り板があることによって売場としての用途に外れているわけではないと考えております。地方卸売市場の持つ、公益性や公共性の役割等を果たしているかということにつきましては、市場における取扱高、地元出荷者数、売買参加者数等と実績を見て判断していきたいと考えております。

藤岡修美委員長 ただいまの執行部の答弁について質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、10 番。上記の 1 から 9 を踏まえ、市はフレッシュとの契約について計画どおり現状維持、契約の途中解除、契約更新しない、減免の内容変更を上程、減免の議案上程をしない等々選択肢があるが、現時点で具体的にどのように考えているかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 民間企業の活動をつぶさに把握できておりません。したがって全ての選択肢が可能性として考えられると思いますが、一般論として、信義則の本契約が履行されることを前提として考えていきたいと思っております。

藤岡修美委員長 ただいまの執行部の答弁について、質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、11 番。市は上記 10 に関わる今後の減免措置を含め、契約に関わる結論をいつまでに出す考えかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 現契約存続期間満了の 6 か月前までに契約の更新に係る結論を出す予定でございます。しかし、貸付料につきましては、地方自治法第 96 条の減免措置における議会の議決を留保した形としたいと思

ます。

藤岡修美委員長　ただいまの執行部の答弁について、質疑はありますか。

恒松恵子副委員長　令和４年度の減免措置の審査をした際に執行部から、４年目は１０分の２と５年目が１０分の３になって１２年目で１０分の１０になるという答弁を頂いております。それについては全く白紙から見直すというおつもりで今のところのお考えはいかがでしょうか。

臼井農林水産課長　こちらは協定を結んでおりますので、協定どおり、来年度は１０分の２ということで話を進めていきたいと考えています。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、１２番目。仮に市が計画どおりの減免措置の議案を上程する場合その審査に十分納得できる資料や裏づけのある計画等が議会側に示されると考えてよいかについて執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長　議会がお求めになる客観的な数値や、次年度以降の計画等議会の審査に必要な資料の提出に努めたいと考えております。

宮本政志委員　さっき副委員長も言われたけど、家賃の減免措置、それと契約更新あるいは契約解除とこれ議会が絡むのは減免措置のほうだけよね。契約のそもそも聞いとかなと。委員会が間違うと大ごとになるからね。

臼井農林水産課長　委員おっしゃるとおり減免のみでございます。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、１３番。何らかの事情によって、地方卸売市場の運営が困難となった場合、附属店舗の営業はどのようになるのかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 債務不履行による解約の場合と、賃貸人からの更新の拒絶ないし解約の申出の場合で対応が分かります。後者の場合は借地借家法により賃貸人から転借人に通知し、その通知がされた日から6か月を経過することで、転貸借の契約が終了するものでございます。

藤岡修美委員長 ただいまの執行部の答弁につきまして質疑はありますか。よろしいですか。

宮本政志委員 今のこれでいくと何らかの事情、運営ができんようになったときってというのは、当然あそこで、フレッシュがもう営業を辞めたときは当然この附属店舗を今借りてらっしゃる方は引き続きおるってことはないよね。そのまま出てもらうっていう前提よね。でも、これは聞きにくいよね、フレッシュと相手のことでの話だから。担当課としてどうかっていうよりも、担当課としてその辺りの事情をどういうふうに把握しているのかと思ってその辺りをお聞きしたいけど。

臼井農林水産課長 申し訳ありません。繰り返しになるんですけども先ほど6か月を経過することによって契約が終了すると申し上げました。つまり転借人は、6か月の猶予があるということ。ほかに法的保護がないということが実情でございます。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）14番。附属店舗には上記13についての説明がなされているか。その説明は、フレッシュとの附属店舗との契約前に行われたか。誰が行ったか。附属店舗が納得しているかについて執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 先行されている1業者を除きまして附属店舗を現在転借している2業者については、契約前に私と担当係長の2名でリスクの説明

ということで確認を取った上で、承諾を頂きまして転借しております。

藤岡修美委員長　ただいまの執行部の答弁について、質疑を求めます。

中村博行委員　一応確認ですけども、そういう附属店舗について、こういう結果が出たときに、要するに市としてはリスクの説明等をしているので責任とかそういったものは全く存在しないと思っていいですか。

臼井農林水産課長　転貸借でございますので、例えば、賃貸人と賃借人が合意解除した場合は転借に対して対抗できないと言ったことはございますけど先ほど申し上げたような債務不履行とか更新の拒絶とか解約とかといった場合は、6か月の猶予があるのみと。つまり転借人というのは、立場が弱いといったことを御認識いただいて、進出をしていただいておりますということでございまして市に、責任はないものと思います。

宮本政志委員　そのとおりで、これ、そもそも市が説明しないといけんことかな。市が貸したわけじゃないよね。

臼井農林水産課長　市は転貸を承諾するといったこととございしますが、担当課から申せば、市民の財産である土地家屋の上で商売をなさっているということもございまして、こういった不動産の使われ方をしているかであるとか管理をされているかとかいうのをやっぱり十分認識する必要があります。その上で説明を行って、承諾の上で進出していただいたということとございます。

宮本政志委員　そうやね。所有は市であって、実際フレッシュに貸しているのが市ですから、それから一步踏み込んで担当課はそういう説明をするというのは十分分かる。だから別に責任が担当や市のほうに来るってことはあり得ないと思っているし、丁寧以上のことを逆にやってしまったら変な誤解を受けるかと思う。これってフレッシュは貸した側に対してこ

ういった説明とかっていうのをきちっとしているんですかね。その辺りは分かりますか。市がこうですって、転借人の方に言われたときに、その辺りを聞いているような節があったんか——感じ方でもいいけどね。

臼井農林水産課長 賃借人と転借人との間で交わされた契約書の中には、具体的に転借人の権利や義務をうたったところはないようでございます。

恒松恵子副委員長 今、市が転借者のほうにリスクの説明をしたということですが、その際にフレッシュの同席はなかったということによろしいですか。

臼井農林水産課長 同席はございませんでした。

福田勝政委員 ちょっと分からんから教えてください。初めフレッシュと市が契約しますよね。今も言われましたけど、フレッシュと市が契約するときには又貸しですよ。その契約はちゃんとなっているんですか。第三者に又貸しになっていますよね。今借りてある市がこんな経営が悪化したらどうなるかという部分もありますね。その責任は、フレッシュから借りているのは、市は別に関係ないと思いますけれど、県が後ろにいて、非常に安心したような気持ちで契約したと思うんですが、初めの契約は市とフレッシュが、フレッシュに貸したものを又貸ししていいというような契約は交わしてあるんですか。

臼井農林水産課長 卸売業者フレッシュとの間で結んだ契約の中には転貸も当然考えた契約書の内容になっております。というのは附属営業人家屋と言われる部分がございます。ここには、本来であれば市場関係者を対象とした市場で取り扱う品目以外のものを売るといった業者が入ることを想定した家屋がございます。そこに入ってくることを前提に転借転貸の項目が契約書に盛り込んでございます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり） 15番。記事に、役員貸付金に対する利息の支払いがなされていない。とあるが、これは法的問題が出てくる可能性があり、この事実確認をすべきである。ということについて執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 これは会社と個人との間でどういう返済の方法を取るのか取決めがあるのかとか思っているんですけども、市では、現状の数字をもって、直ちに違法性があるとは考えておりませんが、減免貸付けをする場合において議会の審査に必要ということであれば事実の確認をしていきたいと思います。

藤岡修美委員長 ただいまの執行部の答弁につきまして、質疑を求めます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、16番に移ります。上記15の調査により、もし違法行為が確認された場合、他の内容とは異なり、重大な問題であるとするが、市はする場合どのように対応するのかについて、執行部の答弁を求めます。

臼井農林水産課長 違法行為、あるいは契約に違反する行為の事の重大性によってと考えております。軽微な違法行為等によって、直ちに契約解除されるものではなくその都度、当該事実をもって判断していきたいと考えております。

藤岡修美委員長 ただいまの執行部の答弁につきまして、質疑を求めます。

中村博行委員 この15番のところの役員貸付金に対する利息の支払いがなされていないということは市のほうで考えられている重大性に当たるかどうか、その辺の判断はどうでしょうか。

臼井農林水産課長 繰り返しになるんですけども、これは個人と会社の間でどういった返済を行うかっていう取決めがあるのではないかと。つまり、

利息部分をどういう支払い方をするかっていうのが来ます。これはちょっと把握してないところもありますので、損益計算書とか貸借対照表上で確認できないということもあるんじゃないかなと思います。つまり、会社法上の違反があるとかいうことではなくて、懸念するところは、税法上の取扱いで、きちんとした利息の支払い等がされてないと、単なる所得として、追徴を受ける可能性が出るということでございまして、それを判断するのは税務署ということでございます。で、仮に通知を受けたからイコールこれ重大な違法行為で、いわゆるその契約を市として解除できる正当な事由にまで当たるかという、かなり難しい話かと思えます。恐らくそれだけをもって契約を解除する正当な事由には当たらないと考えております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。ないようでありましたら、山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情に対して、執行部に対する審査を終わります。（「資料恵与の件は」と呼ぶ者あり）それでは暫時休憩をとります。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 18 分 再開

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどありました執行部に資料恵与を求める件につきまして、何かありましたら。

宮本政志委員 資料を頂きたいのが、これが、認定を受けたのが令和4年3月やったかな。それから、現在までいろいろ開設からの流れがあると思うんで、時系列的なものが分かりやすいような資料を提出いただければ助かるなと思いました。委員長、それを議決いただけたらと思います。

藤岡修美委員長 ただいま、宮本委員が言われました、この件に係る時系列に

整理された資料は提出できますか。

臼井農林水産課長 早速用意したいと思います。

藤岡修美委員長 委員会として提出を求めます。よろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 先ほど、経緯の中で、要するに議会として何が重要なのかっていう点では、この減免に対する態度というか、その辺だというのが分かりました。この減免の基準っていうか、それともう一つ、先ほど口頭でもあったと思うんですけど、減免の内容っていうのを文章で示していただきたいなと思うんです。これからの審査でも重要な内容となるんじゃないかなというのが予測されるんで。いかがでしょうか。

藤岡修美委員長 執行部どうですか。今、中島委員のほうから……

臼井農林水産課長 御用意いたします。

藤岡修美委員長 では、減免の基準と内容について、資料恵与を求めます。よろしいですか皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

恒松恵子副委員長 このたびの転貸に関して、当時の状況と契約状況などをいま一度確認したいので、市場の貸付けに関する契約書と協定書、どちらも資料を求めたいと思います。

臼井農林水産課長 契約書、協定書の両方御用意いたします。

藤岡修美委員長 恒松副委員長からありました今の資料の恵与を求めることについて、皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしくお願いします。ほかにありますか。

宮本政志委員　あと、あそこに大きな市場の建物があって、こっち側に転貸で貸しているところがあるよね。その全体の見取図と、あと先ほど真ん中で仕切ってうんぬんということも何回も出ていたんで、その二つが分かるような見取図ってつくれますかね。

臼井農林水産課長　御用意いたします。

藤岡修美委員長　それでは見取図等々の資料の恵与を求めることについて、皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしくお願いします。それと先日の審査のときに、陳情者から、フレッシュから転貸を受けていた。フレッシュが転貸していた業者に出ていってくれということで、契約期間が分かるような資料——これは陳情者からの要望があったんですけど、その辺りの資料恵与は可能ですか。

臼井農林水産課長　御用意いたします。

藤岡修美委員長　それでは、その資料を求めることで皆さんよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに執行部のほうに関わるような質疑はありますか。

福田勝政委員　お伺いしますが、例えばフレッシュが撤退された場合、借りた業者は——市には責任はないと思うんですけど、その点について、何か考えがあったら教えてください。フレッシュが撤退された場合です。

臼井農林水産課長　現在の卸売業者が撤退した場合、新たな卸売業者を求めるのか、あるいはもうその地方卸売市場としてのニーズがこの地域にないとして、土地と家屋の違う用途を考えるのか。これは庁内において、検討委員がございますので、そこに諮問をしていくという格好になります。他の行政目的で使用するのかあるいは売却するのか、あるいは貸出しを

するのかといったところを検討委員会の中で諮っていくということになります。

中村博行委員 県の認可が必要だということで、この詳細というか、県が認可されたというような条件もあるかと思うんですけども、ただ一枚の紙切れでいいというわけじゃないと思うので、その辺の認可に関わる資料があったらと思いますけど。

臼井農林水産課長 卸売業者の認可に当たっては、県のほうでの検討資料というのは公表されておられません。したがって、市も実は持っておられません。どういった基準に基づいて、フレッシュという会社が認可されたか、あるいはその前に認可されなかった会社があるんですけど、なぜ認可されなかったのかという理由は示されておられません。

藤岡修美委員長 難しいということによろしいですかね。ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは暫時休憩します。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情について、執行部から答弁を求めました。今後の審査につきましては、本日は執行部のほうに資料を請求しております。その資料がそろい次第、また委員会を開催したいと思います。それについて皆さんよろしいですかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そういうことで、審査内容 1 に関する審査は終わります。次に 2 番目です。美祢線利用促進協議会の新たな部会の設置についてであります。これについては、資料がタブレットに入っていると思いますが、7 月 5 日に、市執行部から議長、副議長、それから産業建設常任委員長、副委員長に、そ

の資料を用いて説明がありました。美祢線利用促進協議会に新たな部会を設置して、今後の在り方について皆さんと協議していきたいという投げかけがありまして、市の執行部としては賛成すると。この美祢線利用促進協議会について議長も、委員として出ておりまして、議長のほうから、美祢市議会は7月4日の特別委員会、長門市は7月5日の全員協議会で部会を設置するということで了承しているということです。議長のほうから産業建設常任委員会で、新たな部会の設置について了承しておいてくれという投げかけがありましたので、皆さんにお諮りします。美祢線利用促進協議会に新たな部会の設置をすることについて受け入れるということでよろしいでしょうか。

宮本政志委員 委員長でも事務局でもいいんだけど、この協議会に議長が御出席されるってことは議会の総意を前提として議長が議会の代表として行かれるわけですね。美祢市は特別委員会と書いてありますが、この産業建設常任委員会の議決で、全議員の代表として議長に出てもらっているのは大丈夫なのかな、整合性が取れるのかなと。

藤岡修美委員長 議長から産業建設常任委員会で諮ってくれという投げかけがありました。

宮本政志委員 僕の問いかけは、誰から言われたんですかじゃなくて、整合性が取れるのかということです。大丈夫なのかな。

矢田松夫委員 一番上の表題に書いてありますよね。美祢線利用促進協議会そのものが、議長が構成員になっているから、だから議長が出るのは当たり前だと。ということがまとめね。

中村議会事務局次長 今、いろいろな御質疑がありましたけど、矢田委員がおっしゃったのが総括的なお答えになっていると思います。この美祢線利用促進協議会の委員になるので、当然出るんですけども、その中の部会

で新たなものができるから、担当としては産業建設常任委員会になるので議長の中では、産業建設常任委員の方にはきちんとお伝えしておきたいということから、藤岡委員長を経由して今ここに投げかけられたということだと思います。当然これ駄目ってというような話にはならないと思いますので、そこまでの話ということで御理解いただければ十分かなと思います。

藤岡修美委員長 よろしいですか。

矢田松夫委員 もう一つ、さっき委員長のほうから、資料に基づいて説明があったと。資料というのは、今日僕らにくれたこの資料以外にもあったのか、これだけですか。

藤岡修美委員長 この資料だけです。

矢田松夫委員 入るか入らんかは、山陽小野田市は3市と共同歩調していくっていうんだから山陽小野田市だけ入らないというわけにいかんからね。やることについては、しょうがないと私は思います。

藤岡修美委員長 皆さんそういうことで、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、続けて先日宮本委員のほうから提言があったことについて、よろしいですかね。

宮本政志委員 産業建設常任委員会の所管で公共交通の件を近いうちに所管で取り扱っていただきたい。公共交通と言っても広いけど、先日、一般質問の中でも、福祉バスの件があったり、まさに美祢線の件も今、先ほど委員長が言われたように、美祢線の復旧の件とか、こういった公共交通のこと絡んだり、あるいは先日言いましたこれは総務文教常任委員会のほうの案件なので、非常にシビアなんやけど、各地域でライドシェア的なタクシーみたいな活動とか、公共交通というのが今いろいろこう、問

題提起されているところが結構ありますんでね、ぜひ近いうち、所管で、公共交通のことを扱っていただきたいなど。

藤岡修美委員長　今、宮本委員のほうから提案がありました公共交通についての所管事務調査を開くことでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでありましたら、産業建設常任委員会を終わります。お疲れさまでした。

午前 11 時 40 分　散会

令和 6 年（2024 年） 7 月 8 日

産業建設常任委員長　藤　岡　修　美